

保険料算定方式に内在する不均衡を明らかにしている。また、そうした不均衡ないしは隠れた利益の享受がどれほど大きさのものであり、それがどの部門に存在するかを明らかにしている。現行の財源調達方式は、事務職員数が多く賃金水準の高い企業や活動部門にとって有利である。それはとくに資本型企業について云える。これは、拠出上限の撤廃によって是正できる。他方、現行方式は、生産費が労働費の影響をあまり受けない企業や活動部門（同じく資本型の）に有利である。拠出上限の撤廃は公平を何ら保証しない。むしろ、資本型企業よりも労働力型企業の負担を強めるだけである。

ベルギーにおける現在の財源調達方式において、企業の支払う社会保障拠出は、労働者1人あたりの付加価値率で表わせば、資本が大きくなるに従って、すなわち、労働者1人あたり付加価値が増大するに従って、減少することが明らかにされた。賃金以上に、付加価値は社会保障支出を賄うための企業の拠出能力をよく示している。付加価値は、活動部門の性格、企業規模、雇用構造、資本などの不均衡を除去できるという意味で、中立的な基礎となりうる。かくして、雇用を縮小し、労働力の過少利用を可能にするような技術に企業が走ることを促進させるような労働費の一方的高騰を抑えることが可能となるだろう。

Herman DELEECK : Un autre mode financement de la Sécurité sociale des cotisations calculées sur la valeur ajoutée
(Droit Social N° 9-10 1977)

（藤井良治 垣細亞大学）

平等と社会政策

I

ここでは、MITのマーティン・レイン氏による、Equality and Social Policy と題する論文を紹介する。Social Policy を今かりに「社会政策」と訳しておくが、ここでいう Social Policy とは社会保険、公的扶助、社会福祉などを指す総称で、経済政策と対比して用いられている。つまり、Social Policy とは所得の再分配や平等化に関する政策体系であって、経済政策とは分配や富の増加に関する政策体系であるというのが、ここでの一応の定義となっている。一方わが国でいう「社会政策」には、労働条件を定めて労働者を保護する法律や、団結権や争議権を認める労働組合法も含まれており、その主な関心事は再分配というよりは分配そのものにあると考えられる。訳語に関しては、まずこの点をおことわりしておかなければならない。

ところで上に述べたような社会政策と経済政策の定義については、この論文の著者自身もこれを認めている訳ではない。そのような定義が慣習となっているが、今やそのような分け方は通用しなくなったというのが著者の立場である。以下この論文の概要を紹介する。

II

著者はまず分析の前提としてティトマスの理論を検討する。ティトマスによって、所得再分配や平等の問題を論ずる視角は大きく広げられたと考えているからである。

ティトマスは、社会政策の主要な目的は平等の達成でなければならないと考

え、そのような視角から、所得再分配の問題を論ずる場合にも、単に社会保障だけでなく、公共支出の在り方や労働者福祉の在り方にも注意を払おうとした。平等の達成には、これをさまたげるさまざまな要因が常につきまとい、一つの政策が実施されたからといって他と切り離してその再分配効果を論ずることはできないというのが彼の考えであった。

このような観点から、彼は財政による福祉政策、職域での福祉政策、および社会保障等による社会福祉政策の三者を総合して、平等がどのように阻害されているかを常に点検してゆかなければならぬと主張した。さらに、積極的な政策提言としては、税制や職域での福利厚生制度や社会保障制度を統合する新しい所得保障制度を構築することが必要であると考え、またそのような有力な社会政策によって、経済がもたらす反平等主義的な動きを償ってゆくことができると考えていた。

このようにティトマスは、社会政策の中に各種の福祉政策を含めはしたが、反面、再分配を達成する上でそれら社会政策が独自に果たす役割を信じて疑っていないかった。彼はまた、社会政策と経済政策とがいかに相互に影響し合っているかを理解してはいたが、依然として経済における交換の論理と社会政策における贈与の論理とを区別し対立させて考えていたのである。

しかしこのような区別はもはや成立しなくなっている。社会政策の発展は今や経済の許容能力が問題となるほど大きくなっているし、また同様に経済が社会保障に及ぼす影響も決定的である。

ティトマスがその社会政策の中に包み込んだ3つの福祉政策は、いずれも、賃金の不平等をもたらしている経済市場の枠の外で作用するものばかりであって、たとえばインフレ抑制策のような、国民経済政策が欠けていることは重要である。平等を達成する上でそうした経済政策が及ぼす影響は、社会的な所得等の移転よりはるかに大きいからである。著者はこれを第4の給付制度とし、さしあたって「政府による給付」と呼んで、ティトマスの3つの福祉政策に追加している。

このように著者は、平等化政策の重要な柱として国民経済政策を組み入れるのであるが、だからといって生産手段の中央統制による経済構造の急進的な改革を考えている訳ではない。「工業化社会の間にもその所得不平等の程度には大きな幅があり、その差異が経済成長率や社会の安定性に影響を及ぼしているようには思えない。……資本主義社会を大きく変えることなく、自由な民主制度の下で、はるかに大きな平等を達成することは可能である」というのが著者の立場である。

III

著者は次に具体的な例としてアメリカの社会保障を取りあげ、ティトマス流の広い視角から、所得再分配や平等化がどの程度達成されたかを検討する。そして社会保障をめぐる議論を検討しつつ、再分配の機構だけによって平等化を達成することには無理があることを明らかにし、低賃金の問題を解消してゆくことの必要性を示唆している。

まず著者は、貧困問題に対する社会学者や経済学者の理解を類型化している。社会学者は「福祉依存層」という階層を想定し、その階層に固有の貧しい生活様式と文化とを強調する。経済学者は、働くことよりも働くことを合理的に選択する場合に福祉依存が発生すると考える。また別の経済学者は、失業によって貧困が生ずると考え、労働市場の二重構造を明らかにし、サービス業や非耐久財製造業などの産業部門と福祉依存層との結びつきを強調する。

ところで著者は、これらの理解は相互に補完的であって、貧困層に対する政策もこれらの理解を総合し、多様かつ補完的でなければならないと考えている。固有の文化様式による福祉依存は福祉の濫用を生み仕事への復帰を困難とする。従ってこれには対人社会福祉サービスによる不屈で情熱的な努力が必要となる。個人的な選好により福祉に依存するものに対しては、福祉依存よりも就労の方が金銭的に魅力あるものとなるようにすることが重要である。そして労働市場の二重性による福祉依存については、市場の構造を改革して低賃金を生みだす

構造を解消してゆくことが必要となってくる。

さて焦点を福祉と経済との関係にしぼってこれまでの議論を整理すると、その多くは個人的選好論を基礎としていることがわかる。福祉受給ができるだけ困難にしてゆくべきだといった後向の議論はさすがに少ないが、さまざまな福祉制度を統合し、これと税制とを組み合わせ、人々が好んで仕事を選べる環境を整備しなければならないとの意見が色々な形で示されるようになっている。

しかしながら、負の所得税制に代表されるこうした改革案は、必ずしも福祉制度の簡素化に結びつくとは限らない。むしろそれが福祉をさらに複雑にする新たな要素となるおそれがあり。また仮りに簡素化が可能としても、現在の低賃金構造を放置したまま実施されるとすれば、それは低給付をまねくのみであって、平等化に逆行することになる。その意味で社会民主党下のスウェーデンが負の所得税制度を拒否したことは注目される。賃金の上昇に役立っている既存の制度をおびやかすおそれがあるからというのが拒否の理由であった。

このように述べて著者は、再分配の効果を高めるには、給付制度と税制とを統合し福祉給付の調和を図ることではなく、賃金政策と給付政策との結合が必要であると主張する。

以上は労働年齢にある人々、換言すれば産業予備軍として、低賃金や失業による脅威と同居している人々を対象とする福祉政策をめぐる議論であった。著者はこの外に、老人を対象とする福祉政策、すなわちO A S D I（老齢・遺族・障害保険）をめぐる議論を取りあげている。結論としては、西ドイツの年金制度などと比べても、アメリカの制度は再分配効果が認められると評価しているが、経済政策との関連が必ずしも十分に展開されているようには思えない。

IV

社会保障の規模が増大するとともに、またその増大を可能としていた経済成長が鈍化するとともに、社会保障が経済に及ぼす影響についての議論が多く見られるようになった。もちろん社会保障と経済との関係についての議論は今に

はじまった訳ではないし、その点についてはこの論文でも最後の節でふれられている。

しかしながら、これまでの議論は、独自の目的を持つ社会保障が一方に存在し、それが実態としての経済にどのような効果や影響を持つかを論ずるものであって、いわば両者は別個のものと捉えられていた。

これに対しこの論文の著者は、社会保障の目的は単に社会保障の範囲だけでは達成できないのであって、その達成を図るには社会政策と経済政策とを融合させてゆくことが必要であると主張する。つまり所得の再分配や平等化といった社会的目的に経済政策をも組み込んでゆかなければならぬと主張するのである。

これが著者の結論である。ただ具体的に著者がどのようなあるべき経済政策を想定しているかは定かでない。「政府による給付」とは具体的にどのような政策を指しているのか、低賃金の問題にしても、どのような形でその克服を考えているのか。これらの点はすべて今後の課題として残されているようである。

Martin Rein, Equality and Social Policy, Social Service Review, Vol. 51, No.4, Dec. 1977, pp. 565-587.

(一圓光彌 健保連社会保障研究室)